

平成 21 年度 外部評価委員会 評価結果に対する 町の方針

○寒川町外部評価委員会の評価結果に対する町の方針

21 年度の外部評価委員会では、1 月から 3 月にかけて全 5 回の委員会を開催し、6 事業の評価を実施しました。22 年 4 月にその結果が報告され、多数の意見、提案をいただきました。

この結果に対し、今後町としてどう捉え、事業の執行にどのように反映していくのか検討し、事業の見直しを進めてまいります。

○外部評価実施事務事業一覧

事務事業名	評価結果		町の方針		掲 載 ページ
	事業規模 方向性	予算額	事業規模 方向性	予算額	
1 環境基本計画推進事業	現 行	現 行	現 行	現 行	1
2 道路維持補修事業	現 行	減 額	現 行	現 行	3
3 寒川駅北口地区土地区画整理事業	現 行	減 額	現 行	減 額	5
4 シルバー人材センター支援事業	拡 大	減 額	拡 大	減 額	7
5 企業誘致等促進事業	拡 大	増 額	拡 大	増 額	9
6 町民相談事業	現 行	現 行	現 行	現 行	11

【環境基本計画推進事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町で実施している本事業は広範囲にわたるものである。 ・環境基本計画に基づき毎年、市民向けの詳細な報告書を作成しているが、この報告書に対する市民の関心は低い。 ・町で環境活動を実施しているさむかわエコネット（寒川環境町民会議）に交付金を交付し、支援しているが、会員数は32人である。 ・藤沢市、茅ヶ崎市と連携して湘南エコウェーブプロジェクト(※1)を発足させ、環境行動の発信をしている。 	
	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民との協働を進め、行政は側面的支援を行うべきである。 ・現在作成している年次報告書は住民参加が低調であるため行政内部用として簡略化した方が良い。 ・事業の重点化を図り、集中して事業を進めた方が良い。 ・他市と連携して環境問題に取り組むことは、肯定的に評価できる。 ・さむかわエコネットの会員数を増やし、環境活動を増強するため、広報に力を入れ、将来のため環境教育に注力すべきである。 	
	予 算 額	現 行
評価結果	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書を簡略化することにより、人件費が削減できる。削減された財源をさむかわエコネットへの交付金に充てることで、会員数の増加を図り、会を増強し、環境教育に力を入れることが可能となる。その結果、環境問題の改善、解決につながっていくと思われる。 	

○町の方針

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する取組は町民等との協働が必要不可欠であり、これを進めるため24年度の次期計画策定に向け見直しを進める。 ・24年度の次期計画策定に向け、町が自主的・重点的に取り組むべき事業を選定するなど、より具体的でわかりやすい計画に見直す。 ・年次報告書は環境基本計画の進行管理のため必要であり、作成するが、現在の年次報告書をより町民等に対して効果がわかりやすい内容にし、簡略化を図る。 ・環境基本計画において、3つの重点プロジェクト(※2)を設けている。24年度の次期計画においても、重点プロジェクトを設け、より具体的でわかりやすい指標による町と町民等が協働して進めていく事業内容に見直す。また、事業のPRに努める。 ・他市との連携(湘南エコウェーブプロジェクト)は今後も積極的に進める。 ・さむかわエコネットの会員拡大や、自主事業・活動内容の拡大ができるように支援する。 ・学校の総合学習の中で環境教育は既に行っているが、さらに教育委員会・学校との連携を進め、より効果的な環境教育となるよう実施方法の検討を進める。 ・次期計画策定に伴い、年次報告書の簡略化に努め、報告書作成に係る事務(とりまとめ事務)を軽減し、具体的な環境の取組へウエイトを移す。 	
	予 算 額	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書の簡略化により、どこまで事業費が抑制できるかは調査が必要。 ・環境課の事業の他、教育委員会・学校での環境教育等にさむかわエコネットの会員を活用することにより、他の事業費の抑制を図る。 ・さむかわエコネットが取り組む事業内容を踏まえ、交付金は必要に応じ検討する。 	

(※1) 湘南エコウェーブプロジェクトとは、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で行う、地球温暖化防止に向けた取組をいう。

(※2) 3つの重点プロジェクト

- ①環境教育・環境学習を進める
- ②ゴミを減らしリサイクルを進める
- ③エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化を防ぐ

概要説明書

事務事業名	環境基本計画推進事業	体系コード	22111-01
主管課	町民環境部 環境課 環境保全担当		

実施方法	■ 直接実施		
	□ 委託業務 (委託先)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
	環境審議会の開催	環境審議会を年3回開催し、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議頂いた。(寒川町環境基本法条例第20条の規定に基づく) 環境審議会委員 15人 報酬 @8,700円	270
	環境学習会の開催	環境学習会を1回開催した。 講師無報酬により実施	20 → 0
	環境町民会議への交付金	寒川町環境町民会議(さむかわエコネット)に対し、交付金を交付し、環境活動の推進を支援した。 (寒川町環境基本計画で策定された環境行動指針に示す各行動及びその他の環境活動を、町民、事業者、各種団体及び行政が協働し、実践することを目的とする。) 会員数 32人	300
	環境基本計画改訂版の発行	平成14年度に策定した環境基本計画の改訂を平成19年度に実施し、20年度に印刷発行した。改訂版本編300冊 概要版17000部(広報と共に配布)	785
	環境報告書の作成	寒川町環境基本条例第10条の規定に基づき、作成・公表・意見募集(平成20年11月)全200部(配布先: 庁内、出先機関(学校含む)、町議会議員、さむかわエコネット、近隣自治体等)	0
	その他	審議会委員の費用弁償、職員の旅費、書籍購入	22

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	
		20.0	1.20	7,191	8,629	事業費総計	10,006

事業の必要性
(休廃止したときの影響等)
環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

町における類似事業
類似事業はない。関連事業として環境管理・監査制度(ISO14001)の認証取得事業、環境教育・学習の推進事業、環境情報の提供事業、地球温暖化防止対策の推進事業、クリーンエネルギーの有効活用事業がある。関連する事業については、直接的に環境に関わる事業のほか、広くは、事業の主目的は別にあるが、環境側面を持ち、事業の推進について環境配慮を進める方向性が環境基本計画に記載されている事業。

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	環境基本計画策定済み 27市町	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、愛川町
	未策定 6市町村	三浦市、座間市、松田町、清川村、真鶴町、湯河原町

21年度の状況と今後の方針
平成21年度:環境審議会の開催(増)、環境学習会の開催・職員環境研修の実施(増)、環境町民会議への交付金(増)、地球温暖化防止対策の啓発活動(増)、環境報告書の作成(継続)。関連事業として、県と連携した住宅用太陽光発電システム設置補助を実施。
今後:平成22年度以降も基本的には環境基本条例、環境基本計画に基づく取り組みを進めると共に、平成23年度に環境基本計画の見直しに向けた準備・作業を進める。

特記事項
(事業の沿革等)
平成20年11月に藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で組織する湘南広域都市行政協議会の中に広域環境部会が設置され、地球温暖化防止に向け、連携協力して湘南の地から新たな行動の波を発信しようということで「湘南エコウェブプロジェクト」がスタートした。12月の地球温暖化防止月間では、2日に街頭啓発、6日には茅ヶ崎里山公園で合同EVキックオフイベントを実施し、10日にはノーマイカー通勤デーやイルミネーションライトダウンの呼び掛けを統一行動とした。

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

【道路維持補修事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> すべての道路を職員の目視によって調査し、現状（損耗度、痛み具合）のランク付けを行い、補修の必要性、優先度を明確にしている。一般的に道路の補修は、10年程度とされているが、町はこの独自のランク付けにより実施している。 補修工事は、業者への委託により実施している。 	
	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> 町独自のランク付けにより計画的な補修に取り組んでいることは、肯定的に評価できる。 工事の施工方法は、職員による直接施工の可能性について検討する余地がある。 他の道路関係の事業との連携を図り、効率的な維持補修ができるのではないか。 	
	予 算 額	減 額

評価結果	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業間の連携や職員による直接施工により補修費用の削減が可能となる。 	
------	---	--

○町の方針

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い補修は、別事業の中で職員による直接施工を既に実施している。 本事業は路線全体の舗装の打替えであるため、直接施工は、効率性や費用対効果の観点から適切ではないと考え、対象工事は引き続き委託とする。 道路は誰もが安心・安全に通行できなければならないことから、継続的な維持補修は必要。 新設してから長年経過した町道が多く、現在工事の対象としている路線は、早急な補修が必要な路線であり、計画的な補修が必要。 維持管理計画は20年度から25年度までとしているが、現計画で予定している工事の進捗状況は、21年度までの施工済み路線は全体の21%であり、22年度の見込みでは全体の25%である。今後も厳しい財政状況が見込まれるため、対象工事完了を25年度から3年延長し、28年度までに工事完了を目指す。 道路の維持補修はその後継続して実施する必要があるため、本計画は継続して実施し、ランク付け等による計画の見直しを随時行う。 事業間の連携については、庁内調整を図り効率的に事業を進める。また、民間の行う工事とは重複を避ける必要があるため、「町道占用者会議」において調整を行う。 	
	予 算 額	現 行 (※3)
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は路線全体の舗装の打替えであるため、直接施工は、効率性や費用対効果の観点から適切ではないと考える。 現在の財政状況から、21年度当初予算9千万円に対し、22年度は1千180万円としたため、優先的に補修すべき路線の条件等を町民へPRし、理解を求める。 現計画の対象工事完了を25年度から28年度に延伸するが、事業規模は現計画どおりとし、工事終了までの事業費総額も、予定どおりに進めていく。 	

(※3) 事業年度の財政状況により事業費の増減が見込まれるが、事業規模は計画どおりとし、事業費総額の増減は見込まれないため、予算額は現行とする。

概要説明書

事務事業名	道路維持補修事業	体系コード	11112-03
主管課	都市建設部 道路課		

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先 競争入札)		
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

	事業	詳細	事業費
主な事業の内容と事業費	町道10路線の維持補修工事の実施	「維持管理計画」に基づき、老朽化の著しい道路から委託(競争入札)により、維持、補修工事を実施する。	105,280
	簡易な道路の補修の実施	職員による補修対応。 277箇所	0

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	105,280
		13.0	1.20	7,191	8,629	事業費総計	113,909

事業の必要性 (休廃止したときの影響等)	町道の維持管理は住民生活に密接に関係するものであり、町民等の安全性、利便性、円滑な交通の確保のためには、計画的、効率的な維持管理が必要であり、町道の維持管理は、町が行うものと道路法第16条第1項に定められている。
-------------------------	--

町における類似事業	道路歩道等整備事業
-----------	-----------

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	一人当りの事業費 寒川町:2,215円/人 海老名市:2,975円/人 大磯町:905円/人 湯河原町:360円/人
----------------------------	---

21年度の状況と今後の方針	簡易な道路補修については、早急な対応が必要なため、21年度から道路維持補修作業委託を実施している。 21年7月～21年12月末まで 作業内容:舗装穴埋め 465箇所 側溝蓋等補修 30箇所 砂利道 整備 32箇所 その他 37箇所 計564箇所
---------------	--

特記事項 (事業の沿革等)	平成20年度維持工事対象路線:倉見46号・小谷宮山29号・一之宮1号・宮山93号・小動16号・宮山39号・大曲田端6号・岡田7号・一之宮80号の計10路線。 道路維持管理計画は、平成19年7～11月にかけて1級町道8路線約18.6km、2級町道24路線約20.7km、一般町道105路線約48.7km、合計137路線約87.7kmを徒歩にて職員が目視調査を行った。調査項目は、ひび割れ、平坦性、騒音・振動、その他状況等を調査しA(良)～D(劣)のランク付けを行い、早急に対策が必要なC・Dランクを優先して道路維持工事を行っている。
------------------	--

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

【寒川駅北口地区土地区画整理事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業を開始してから20年以上の期間が経過している。 ・あと2年程度で完了する予定であったが、地権者との補償交渉の難航により、5年程度の延長が見込まれている。 ・事業の長期化は土地区画整理地区内の商店が得られるであろう利益の損失につながっている。 ・都市計画決定時には法の手続きによって住民の声を聴いているのであろうが、計画決定以降（事業が開始されてから）は区画整理地区内の住民の声を聴いているが、町民全体の意見を聴く場がなく、住民参加の機会が少ない。 ・平成22年度は街区公園などの公共施設の整備が予定されている。 	
	事業規模・方向性	現行
評価結果	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との交渉に力を入れ、地域住民の協力を得ることができるよう事業を進め、一刻でも早い区画整理事業の完了を目指す必要がある。 ・寒川駅前はその顔であるので、区画整理地区の住民の考え方だけではなく町民全体から意見を聴く場を設け、町民全体の理解のもとに事業を進めるべきである。 ・街区公園などの公共施設の維持管理は住民参加を進める必要がある。 	
	予算額	減額
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業の期間が長期にわたるほど予算額が増大していく。早期の事業完了により予算（人件費）の減額となる。一時的な予算の増加もあろうが、本事業に要する総予算は最終的に減額となる。 ・アダプト制度（町民が一定の区画の公共の場所の維持管理等を行い、行政がこれを支援する制度）等の導入を検討し、地域住民の参加により、今後完成する公共施設の維持管理を進める必要がある。これにより、将来にわたり予算の減額となる。 	

○町の方針

町の方針	事業規模・方向性	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間について、進捗状況を考慮し、換地処分や精算業務等も含め現在の22年度から5年間延伸し27年度までとする。 ・建物移転や公共施設整備の予算を確保し、関係権利者に対し、あらゆる提案を行うとともに、経費削減に向け、23年度に工事等の完了など、事業の早期完了を目指した取組を行う。 ・ホームページ等で事業概要を知らせているが、広報は十分でない。まちづくり協議会の意見は可能な限り取り入れているが、事業終盤を迎え道路・公園等の公共施設の計画に関し、関係機関との調整も終わっていることから、事業計画に係る内容について町民の意見を聴き入れることは難しい。今後予定される、区域内の施設等（複合施設や公衆便所、自転車駐輪場）については町民の意見を広く取り入れるため、パブリックコメント等を実施する。また、将来同様な事業施行時には、権利者の合意形成の他に町民全体の声を取り入れた計画策定を行う。 ・公共施設の維持管理は、地域商店会や自治会などに働きかけ住民参加による方策等適切な管理方法を検討する。また、アダプト制度については、23年度導入に向け制度を整えるとともに、町内の公園等の管理方法について併せて検討する。 	
	予算額	減額（※4）
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度は延伸するが、23年度までに工事等の完了を目指す。その後は換地処分等の整理作業となるため、現状の経費（人件費、事務所経費等）の大幅な減額が見込まれる。 ・工事完了後の公共施設の維持管理費については、住民参加・協働ができる制度を整備し、コスト縮減に努める。 	

（※4）予算額は、23年度までに工事等の完了をした場合の総事業費の減額であり、単年度の事業費の減額ではない。

概要説明書

事務事業名	寒川駅北口地区土地区画整理事業	体系コード	13121-01
主管課	都市建設部 寒川駅周辺整備事務所		

実施方法	■ 直接実施		
	■ 委託業務 (委託先 横浜エンジニアリング(株) 外17社)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
	移転に係る物件の補償	仮換地指定に伴う建物等移転補償 45件 551,894千円 工事に伴う物件移転補償 27件 56,714千円 使用収益停止の損失補償 72件 104,597千円	713,205
	土地区画整理に関する工事費	宅地整地整備 15件 64,297千円 都市計画道路整備 5件 52,230千円 区画道路整備 12件 147,687千円 電線共同溝整備 1件 34,125千円 雨水幹線整備 3件 71,750千円 その他 3件 7,585千円	377,674
	土地区画整理に関する業務委託	埋蔵文化財発掘調査関係 36,571千円 事業区域内道路設計業務 20,380千円 建物調査等業務 15,236千円 発生土運搬・処分業務 4,410千円 街区・画地境界杭設置 6,772千円 仮換地指定等業務 2,246千円 その他業務 6件 11,129千円	96,744
	移転関連	土地借上料 1,697千円	1,697
	その他	消耗品、役務費、道路照明灯電気料等	457
	コスト	課内職員数 10.0	従事職員数 8.35

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	1,189,777
		10.0	8.35	7,191	60,045	事業費総計	1,249,822

事業の必要性 (休廃止したときの影響等)
 本地区はJR寒川駅の北口に位置し、町の中心地区及び交通の拠点として確立すべき地区であるが、整備着手前は狭小な道路が錯綜した既成市街地となっており、土地利用の混在化が進んでいたため、早急な整備が望まれていた。本事業は、寒川駅北口地区の発展を目的とし、駅前広場、公園の整備及び商業地区の歩車道の分離などの公共施設の整備改善を進め、良好な中心市街地を形成し、秩序ある町の発展を目指しています。

町における類似事業
 関連事業費 審議会経費 121千円 推進対策費 300千円

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)
 近隣市における土地区画整理事業を参考に施行者と情報交換を行いながら事業の推進を図っている。

21年度の状況と今後の方針
 課長級職員の1名減。都
 市計画道路以北の道路、宅地整地及びインフラ整備が進み、安全で快適な都市空間が生まれ、事業は着実に進んでいる。現在、JR寒川駅前の移転協議及び公共施設整備に着手している。

特記事項 (事業の沿革等)
 総事業費 138.7億円 地区の面積 約9.9ha 平均減歩率13.1%
 施行後の主な土地利用 駅前広場 2,900㎡、公園(3箇所) 3,000㎡、道路 約23,000㎡ 宅地 約70,410㎡

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

【シルバー人材センター支援事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターで実施している業務の受注先は、公共的な部門からの割合が68.5%で、県下市区町村で最も高くなっている。 ・会員の就業率は非常に高く県下有数のものとなっているが、請け負った業務に対し、会員を割り振る<u>ワークシェアリング(※5)</u>を実施しているためである。 ・今後の高齢化の進展に伴いシルバー人材センターの会員数は増加することが見込まれる。 ・シルバー人材センターの存在は、高齢者の就業機会の確保と老人福祉という二つの目的を持っている。 ・女性会員の数が男性よりも少ない。女性に適した業務が少ないためなのか、女性会員が少ないから対象となる業務が少ないのかは不明である。 		
	事業規模・方向性	拡大	
	評価結果	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的な部門中心の業務の受注先を民間部門に拡大すべきである。民間からの受注を拡大するためには企業や町民に対しての広報活動が必要である。また、職域の拡大に対応するため、専門的な事業に対応すること、有資格者の活用を図ることが必要である。 ・女性会員と女性に適した業務を増加させることにより、シルバー人材センターの業務拡充が可能である。 ・できるだけ多くの会員に平等に仕事を割り振るという運営方針は、高齢者福祉の観点からは肯定的に評価できるが、それ一辺倒では事業の発展性に乏しい。 	
		予算額	減額
町の方針	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターが法人として活動を続けるためには、自立していこうという法人としての努力が必要である。本事業は、人件費補助ということであるが、公共的な部門として町から業務を受注している。これは、実質的には町からの補助となっている。民間からの受注拡大により自立したシルバー人材センター（職員の人件費も賄う）となるよう努力が必要である。 		

○町の方針

町の方針	事業規模・方向性	拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・受注先の官民比の是正を図る。受注・職域拡大のため、町内全戸へポスティングを行い、一般家庭の需要（女性向けの職域拡大）を掘り起こす。また、民間サービスを行った際に、他のサービスメニューについての情報提供などの営業を行う。 ・高齢化に伴う会員の増加が見込まれるため、職域の拡大や女性向けの業務拡充を行い、女性会員の増加を図る。 ・全ての会員が平等に仕事に就けるよう、ワークシェアリングを引き続き実施する。 ・“新規職種開拓推進委員会”(22年度設置)において、職域拡大や業務研究を行うとともに、検討・研究結果を本業務に随時反映させていく。 ・情報提供などによる連携を図りながら、会員の研修会や講習会への積極的な参加を促し、育成を行う。 ・新公益法人制度の施行（20年12月）に伴い、シルバー人材センターのあり方について移行期間（25年11月まで）にあわせ検討を進める。 	
	予算額	減額 (※6)
	<ul style="list-style-type: none"> ・受注先の官民比の是正を図る。 ・民間(企業や一般家庭)の受注拡大により、シルバー人材センターの自立を進めるため、ポスティングの実施による需要の掘り起こしや、民間企業等への進出に努め、受注先・受注件数拡大を図り、運営に必要な経費や職員人件費を賄えるよう見直しを進める。 	

(※5) ワークシェアリング：仕事の総量を分け合うこと。

(※6) 民間受注拡大状況をみながら段階的な減額を行う。

概要説明書

事務事業名	シルバー人材センター支援事業	体系コード	32211-04
主管課	健康福祉部 高齢介護課 高齢福祉担当		

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先)
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先 シルバー人材センター 実施主体: シルバー人材センター)
	<input type="checkbox"/> その他 ()

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
	町シルバー人材センターへの補助	町シルバー人材センターに対し、人件費の一部補助を行う。	20,967
	県シルバー人材センター連合会負担金	県シルバー人材センター連合会の特別会員。	60
	全国シルバー人材センター事業協会負担金	全国シルバー人材センター事業協会の賛助会員。	30

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	事業費計
		12.0	0.10	7,191	719	21,057	21,776

事業の必要性 (休廃止したときの影響等)	シルバー人材センター支援事業は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者に就業機会を確保提供することを目的として実施している。本事業を休止した場合、高齢者の社会参加と生きがいづくりが困難となる。
-------------------------	--

町における類似事業	高齢者の就業機会の確保提供…類似事業なし 高齢者の社会参加・生きがいづくり…老人クラブ育成事業、敬老会事業
-----------	--

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙のとおり (平成20年度シルバー人材センター事業統計年報: 全国シルバー人材センター事業協会)《第3回外部評価委員会の会議資料参照》
----------------------------	--

21年度の状況と今後の方針	シルバー人材センター会員数は横ばい状態であったが、今年度増加が見込まれる。就業率についても神奈川県内で上位となっている。今後も高齢化社会における高齢者の就業・社会参加を促進するため、シルバー人材センターの機能充実・支援を進める。
---------------	--

特記事項 (事業の沿革等)	別紙のとおり (平成20年度事業報告: 寒川町シルバー人材センター)《第3回外部評価委員会の会議資料参照》
------------------	---

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

【企業誘致等促進事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の名称と事業内容に相違がある。 ・企業「誘致促進」となっているが、誘致する場所、一団の土地がない。都市計画上の見直しが進んでいるようだが、現状のままでは土地の確保は、難しい。 ・産業振興の担当課だけで解決できる事業ではない。 ・寒川町は優良な企業があることにより、財政状況の悪化を免れることができている。優秀な企業に支えられている。また、企業により町民の雇用が確保されている。 ・さがみ縦貫道路の建設が進み、町内にインターチェンジが設置されることとなっている。 		
評価結果	<p>※本事業の評価は、現在、町で実施している企業誘致等促進事業（主として、既存企業への税制優遇措置という内容）にとらわれず、町として「企業誘致の促進」をどうすべきかという視点で評価を実施した。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>事業規模・方向性</td> <td>拡大</td> </tr> </table>	事業規模・方向性	拡大
	事業規模・方向性	拡大	
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さがみ縦貫道路のインターチェンジが建設される時期である今、町として企業誘致に注力することは総合的戦略として必要な施策である。 ・都市計画における地域地区等の見直しにより企業立地に要する土地を確保し、企業に積極的な働きかけを実施するため、人員の手当も必要である。 ・産業政策部門と都市計画部門との連携が必要である。 ・こういった企業をどこに誘致するかは町の政策として持つべきもので、住民に対し町の方針を公開することにより情報の共有を図ることが必要である。これにより、地域住民の理解、協力を得ることが可能となる。 ・企業の誘致は町民の就労機会の確保にもつながるものである。 		
<table border="1"> <tr> <td>予 算 額</td> <td>増 額</td> </tr> </table>	予 算 額	増 額	
予 算 額	増 額		
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を拡大することに伴い、財政的な面においても注力すべき時期である。人員増も必要である。現段階からの予算投入は、将来の町の発展に大きく寄与するものである。 		

○町の方針

町の方針	<table border="1"> <tr> <td>事業規模・方向性</td> <td>拡大（※7）</td> </tr> </table>	事業規模・方向性	拡大（※7）
	事業規模・方向性	拡大（※7）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の企業立地促進条例は22年度をもって終了となる。今後、企業誘致を促進する上で、改めて町としての産業振興の方向性や、誘致すべき産業の種類を検討し、22年度中にどのような施策をとるべきか町の方向性を示す。 ・「ツインシティ倉見地区」及び「田端西地区」が22年3月に<u>保留区域（※8）</u>に位置付けられた。今後は、市街化区域編入実現に向けて取組を進めていく。 ・企業誘致は町の発展に必要不可欠であるため、企業立地に係る土地利用について庁内関係部署と連携し、事業を進める。 ・企業投資（町の税金免除・減免）の有効性について精査し、必要に応じ事業を継続する。 ・町外への企業流出防止や、町内企業の発展のため、企業への支援や町施策のPRを積極的に行う。22年度は広域連携による企業誘致施策として、湘南広域都市行政協議会において<u>工業技術見本市（※9）</u>の参加について検討を進める。 		
<table border="1"> <tr> <td>予 算 額</td> <td>増 額（※7）</td> </tr> </table>	予 算 額	増 額（※7）	
予 算 額	増 額（※7）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・町の将来を見据え、雇用促進や税収増に向け、事業の拡大は必要であり、進捗に合わせ予算を増額していく。 		

（※7）事業規模・方向性の拡大や予算額の増額は、ツインシティ倉見地区、田端西地区の事業の進捗状況に合わせ、本事業の拡大・予算額の増額を行う。

（※8）保留区域とは、市街化調整区域の中にあつて、将来計画的なまちづくりが見込まれる区域について定めたもので、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかとなった場合に随時、市街化区域に編入できる区域をいう。

（※9）工業技術見本市とは、各業界の枠を超えた情報収集、交流を広範囲に展開して、技術・製品の販路拡大、ビジネスチャンスの創出、地域産業経済の振興及び発展を図ることを目的とした見本市をいう。

概要説明書

事務事業名	企業誘致等促進事業	体系コード	51211-01
主管課	町民環境部 産業振興課 商工観光担当		

実施方法	■ 直接実施		
	□ 委託業務 (委託先)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
	企業立地雇用奨励金	町内に立地した企業に対し、雇用を促進した場合に奨励金を支払う。 @30,000円(障害者@40,000円) ・申請無し	0
	企業立地促進融資利子補助金	申請があった企業へ融資の利子を町が補助する。 ・補助件数2件	8,646
	その他事務経費	旅費(会議等) 1,300円 県企業誘致促進協議会負担金 50,000円	52
	税制(町税の免除・軽減)	町内の工業系地域において、業種、投下資本額等を満たす企業立地や既存企業の事業拡大に対して、固定資産税及び都市計画税を5年間免除または軽減を行う。 (1)土地の取得を伴う場合 固定資産税→課税免除 都市計画税→課税免除 18年度 0社、19年度 1社、20年度 1社 (2)土地の取得を伴わない場合 固定資産税→0.7%(1/2軽減) 都市計画税→0.1%(1/2軽減) 18年度 2社、19年度 4社、20年度 4社	0

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	8,698
		8.0	0.05	7,191	360	事業費総計	9,058

事業の必要性(休廃止したときの影響等)
 既存企業の町外転出は、本町の税収確保や町民の雇用に重大な悪影響を及ぼすため、企業誘致の促進と既存企業の投資の誘発(町外転出防止)に関する事業は、必要性が高い。

町における類似事業
 ・中小企業施設整備資金特別融資
 ・中小企業施設整備資金特別融資利子補助

比較参考値(他自治体の状況・ベンチマーク等)	近隣市町の立地支援(優遇制度)				
	茅ヶ崎	藤沢	平塚	山北	愛川
	税制	雇用奨励・利子補給・税制	雇用助成・施設整備助成	雇用奨励・税制	雇用奨励・税制

21年度の状況と今後の方針
 18年度から現在までに5社、約153億円の投資を呼び込んだ。現在も1社の申請があり、3社からの問い合わせや相談を受けている。
 寒川町企業等の立地促進に関する条例は23年3月31日に効力を失うため、22年度中に今後の方針について検討する。

特記事項(事業の沿革等)
 県は16年12月からスタートした企業誘致制度「インベスト神奈川」を22年度から大幅に縮小することにした。進出企業に対して投資額の助成などをすることで現在までに120社から約6,000億円の投資を呼び込んだが、財政難により見直しが進められ県内に進出する企業と地元中小企業との共同開発に対して助成する新制度へ路線転換することになった。

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

【町民相談事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談、司法書士相談、税務相談、行政相談を実施しており、法律相談は弁護士が対応している。それぞれの謝礼は、3時間で弁護士30,000円、司法書士5,000円、税理士10,000円である。 ・法律相談の件数が年間192件で司法書士相談の34件、税務相談の18件を大きく上回っている。また、行政相談は国の事業に関する相談のみの件数で年間4件となっている。 ・法律相談は、弁護士の相談ということで相談件数が多いが、相談の内容からすると、司法書士でも対応が可能なものも多くある。 ・町役場において相談をすることが可能である。ただし、法律相談は希望者が多く、1ヶ月ほど後の相談となることもある。緊急な相談の場合は県や他の機関の紹介をしている。 	
	事業規模・方向性	現 行
評価結果	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民にとって身近なところに相談できる場所・相談窓口があることは大切である。 ・町の相談窓口として総合窓口を設置し、相談のスクリーニング(※10)を充実することにより、事案に応じた的確な相談メニューへの振り分けが可能となり、相談者の満足度を高めることができる。また、現在、相談件数の多い法律相談から少ない司法書士相談へ相談者を振り分けることも可能となる。これにより、受付から相談までの期間の短縮もできる。 ・総合窓口には職員のOB（再任用職員）を配置し、その能力を活用すべきである。 	
	予 算 額	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の法律相談から司法書士相談への振り分けを行うことにより、弁護士の相談回数を減らし謝金総額を減額し、その分、司法書士の謝金（3時間5,000円）が安価すぎるので、これを増額する。スクリーニングの充実に伴う費用（人件費）の増額が見込まれるが、職員のOB（再任用職員）を活用することにより費用を抑えることができる。 	

○町の方針

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング技術等を高めるため、相談業務の研修を積極的に受講する。また、スクリーニング業務に関する職員OB等の活用を進める。 ・総合窓口の設置については、24年度に予定する機構改革の中で検討を進める。 ・弁護士による相談と、司法書士による相談を統合して法律相談として実施する。適切なスクリーニングにより、相談員（弁護士や司法書士）の資格にあった相談の振り分けを行うことで、弁護士と司法書士の相談回数を見直しを図る。 ・税務相談は、実績や費用対効果を考え、実施回数を年12回から6回に見直し、実施時期は、実績を加味しながら設定する。 ・法律相談及び税務相談については、23年度からの見直しに向け、関係団体等との調整を行う。 	
	予 算 額	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のスクリーニング等にかけている人員数はわずかであり、職員OB等の活用が事業費の抑制につながるかは調査が必要。 ・24年度の機構改革に向けた総合窓口の検討にあわせ、職員OB等の活用を進める。また、職員配置の見直しを図り、事業費の抑制に努める。 ・法律相談の実施方法を見直すことにより、司法書士の相談業務の範囲の拡大が想定され、謝金の見直しの可能性が発生する。相談回数等の調整により抑制された事業費の範囲で、謝金額の精査、見直しを行う。 		

(※10) スクリーニング：選別、ふるい分けをすること

概要説明書

事務事業名	町民相談事業	体系コード	00123-01
主管課	町民環境部 町民課 住民協働担当		

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先)		
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

事業	詳細	事業費
法律相談の実施	毎月第1～3の水曜日(13時～16時)に弁護士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(弁護士)謝礼 @30,000円×35回	1,050
司法書士相談の実施	毎月第2の金曜日(13時～16時)に司法書士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(司法書士)謝礼 @5,000円×12回	60
税務相談の実施	毎月第4の金曜日(13時～16時)に税理士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(税理士)謝礼 @10,000円×12回	120
行政相談の実施	隔月第3の金曜日(13時～15時)に行政相談委員による相談を実施。	0
法律扶助事業補助	経済的困窮者に対する訴訟等費用などの援助のため、横浜弁護士会に補助を行う。 20,000円/年	20
その他	事務経費 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・通信運搬費(FAX通信料) ・機械器具借上料(FAXリース料)	137

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	
		12.0	0.44	7,191	3,164	事業費総計	1,387 4,551

事業の必要性(休廃止したときの影響等)
 税務相談のように特定の時期に相談が集中するものもあるが、社会情勢の変化もあって全般的に相談件数は増加傾向にあり、住民の相談に対する需要は高まっていると考えられるため必要性は大きく、むしろ拡大していくべきものとする。

町における類似事業
 その他別事業として実施している相談(人権相談、消費生活相談)

比較参考値(他自治体の状況・ベンチマーク等)	他自治体での実施状況等を記載してください。						
		茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市	海老名市	大磯町	葉山町
	法律相談	○	○	○	○	○	○
	登記相談	○	○	○	○	×	○
	税務相談	○	○	○	○	申告時期のみ	×
行政相談	○	○	○	○	○	○	

21年度の状況と今後の方針
 ・2市1町の広域連携事業として、県の関係機関(女性センター、保健福祉事務所、警察署等)と合同で情報交換の場を設け、DV相談を含めた被害者に対するきめ細かい支援を行うことを検討している。
 ・相談環境の整備に向けて、22年度に相談室の改修等を予定している。
 ・緊急財政対策に伴い、旅費等諸経費における一律の削減があった。

特記事項(事業の沿革等)
 ・法律相談 ……20年度実績192件、11年より現行体制
 ・司法書士相談 ……20年度実績34件
 ・税務相談 ……20年度実績18件
 ・行政相談 ……20年度実績4件

★事業費、人件費はすべて千円単位です。